

原発の責任偽装

※「偽装」とは、事実を偽りまげて、もっともらしく設^{しつら}え装うこと

「原発事故とその責任の偽装」で触れた責任問題をあらためて取り上げます。

原子力規制委員会設置法の第1条（目的）は次のように定められている。

・・・一の行政組織が原子力利用の推進及び規制の両方の機能を担うことにより生ずる問題を解消するため、原子力利用における事故の発生を常に想定し ⁽¹⁾、その防止に最善かつ最大の努力をしなければならないという認識に立って、確立された国際的な基準 ⁽²⁾を踏まえて原子力利用における安全の確保を図るため必要な施策を策定し、又は実施する事務（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉に関する規制に関すること並びに国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関することを含む。）を一元的につかさどるとともに、その委員長及び委員が専門的知見に基づき中立公正な立場で独立して職権を行使する ⁽³⁾ 原子力規制委員会を設置し、もって国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全並びに我が国の安全保障に資する ⁽⁴⁾ ことを目的とする。

この条文に即して原発規制の歪んだ構造を明らかにしたい。

（1）事故の発生を常に想定

2014年7月、原子力規制委員会の田中委員長（当時）は川内原発に対して新規制基準に基づく審査としては初めての「適合」を発表した。前後して「新規制基準を満たしたからといっても安全とは言えない」、「（適合判定を受けても）企業自ら継続的に努力を積み重ねないと安全性は確保できない」、「世界一の安全基準という言葉は政治的な発言である」などとの見解を述べ、適合審査の意味と規制委の役割を強調した。しかし、規制基準のレベルへの言及はなかった。

最初に「新基準は世界最高水準」との虚偽発言をしたのは田中委員長であり、それを受けて安倍首相が「世界一の安全基準」と言い換えて虚偽を膨らませたのである。こうした偽装で国民をだましながら、再稼働を進めていった。川内原発の再稼働は「川内方式」と呼ばれ、その後の再稼働推進のモデルともなった。

安倍首相は、「適合判定」＝「安全の証明」＝「再稼働 OK」との身勝手な解釈の元に、

「安全確認された原発から稼働を進める」、「次なる再稼働も速やかに」などと主張する。

最終的に再稼働を判断するのは原発を所有・管理する電力会社であるが、「適合判定」がないと再稼働はできない。適合判定を得ることは再稼働のための必要条件であるに過ぎないのであるが、「早く再稼働して利益を上げたい、安全対策費用はできるだけ削りたい、トラブルや事故の責任はとりたくない」と考える電力会社にとって、「アベ流偽装解釈」は大変都合が良いことになる。なぜなら、一定程度の責任を政府と規制委員会に転嫁することができるからだ。

大手電力会社は、電力を供給する「公共的事業体」の顔と利益を追求する「営利事業体」の顔を持ち、絶えず二つの顔を使い分ける。

かくて、三者（政府、規制委員会、電力会社）の間に次のような圧力ベクトルと共に、責任の分散ともたれあいが生まれている。

	安全性に対する構え	再稼働に対する構え
政府	国策、エネルギー基本計画	
規制委員会	適合審査、安全性点検 ・現場責任を果たせ	
原発を持つ電力会社	安全対策はコストと相談	

「原子力損害の賠償に関する法律」に次の規定がある。「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りでない。」

東京電力がこの但し書きにしがみついたように、法的責任の所在も今もって不透明であるが、原発被害者が立ち上がり全国で繰り広げている 30 余の集団訴訟では、昨年の前橋、福島両地裁の判決で、国・東電の法的責任が明確に断罪されている。

(2) 国際的な基準

国際原子力機関である IAEA は 5 層からなる深層防護の考えに即した安全基準体系を提唱し、今では世界の標準であり常識となっている。

日本の規制委も IAEA の基準を参考にした筈であるが、第四層と第五層が極めて不十分である。

特に第五層に相当する緊急時避難を実効的に行うための避難計画作成を実施責任まで含めて自治体に丸投げしている。

一步引いて、仮に自治体作成であったとしても、規制委員会が関与しなければ規制の目的が達成できない。

実際にヨーロッパでは、原発事業者避難計画の作成が求められ、その有効性について規制機関からの審査を受けて、「不適合」だと原発の建設・運転ができないことになる。アメリカでも同様の規制が行われていて、伊方原発の様に避難路が確保できない原発では建

設が中止になった例がある。

深層防護基準の未達成以外にも問題は多い。

「原発の再稼働」に対して過半数の国民が反対している。大多数の人が不安を払拭できないでいる。そうした民意を切り捨てるための偽装は多面にわたっている。

最たるものは「地元同意」である。原発名目の手厚い交付金を受け取っている自治体は、玄海原発で言えば玄海町と佐賀県である。そして両自治体の同意があれば「地元同意」が成立する。「地元同意」と民意との間に大きな隔たりが生まれるのは必定と言ってもよい。

(3) 原子力規制の独立性

3.11 福島第一原発事故までは経済産業省の外局である「資源エネルギー庁」が原子力事業を推進し、その庁内の特別機関である「原子力安全・保安院」が原子力事業の安全・保安の確保にあっていた。原子力発電事業の推進と規制が同じ経済産業省内で執務され、人事的交流も盛んにおこなわれていたのである。自然の成り行きとして、国策としての原発事業推進が優先されることとなった。

3.11 事故の反省から、原子力規制は「原子力推進」と切り離し、独立した機関で行うべきとされ、原子力規制委員会とその事務機能を担う原子力規制庁が設置された。独立性を確保するための方策として、「原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織への配置転換を認めない」というノーリターンルールが定められたのは良かったのであるが、法律施行後 5 年間は特例的にリターンを認めるとのただし書きが加えられた。このため規制機関として最も強く求められる中立公正性と独立性は大きく後退する結果となった。

(4) 「我が国の安全保障に資する」とは？

原子力規制委員会が安全保障のための仕事をしなければならないのか意味不明である。更に奇妙なのは、『原子力基本法第二条に「我が国の安全保障に資する」の一文を追加する』ことを原子力規制委員会設置法の付則に加えたのである。

「原子力基本法」は「原子力の憲法」ともいわれており、「原子力規制委員会設置法」より上位の法規であるにも関わらず、その改正を「原子力規制委員会設置法」の附則に記載し、誰も気が付かないうちに国会を通してしまったのである。原発で使用の核燃料が核兵器製造に結び付く時代である。注意を喚起したい。